

平成 29 年 4 月 18 日

前橋市新設道の駅整備運営事業 修正表

募集要項

章・節	頁	修正前	修正後
第 3 章 3.	7	募集要項等の公表 平成 29 年 3 月 22 日 募集要項等の配布 平成 29 年 3 月 22 日～6 月 23 日 募集要項等に関する説明会 平成 29 年 3 月 28 日 募集要項等に関する質問の 平成 29 年 3 月 23 日～4 受付 月 4 日 募集要項等に関する質問回 平成 29 年 4 月 18 日 答の公表 参加表明書 兼 応募参加資 平成 29 年 4 月 18 日～5 格確認申請書の受付 月 2 日 参加資格審査結果の通知 平成 29 年 5 月 12 日 テナント希望者リストの配 平成 29 年 5 月 12 日～5 布 月 26 日 提案書の受付 平成 29 年 6 月 19 日～6 月 23 日 プレゼンテーションの実施 平成 29 年 7 月下旬 事業者の選定結果の公表 平成 29 年 7 月下旬	募集要項等の公表 平成 29 年 3 月 22 日 募集要項等の配布 平成 29 年 3 月 22 日～6 月 23 日 募集要項等に関する説明会 平成 29 年 3 月 28 日 募集要項等に関する質問の 平成 29 年 3 月 23 日～4 受付 月 4 日 募集要項等に関する質問回 平成 29 年 4 月 18 日 答の公表 参加表明書 兼 応募参加資 平成 29 年 4 月 18 日～5 格確認申請書の受付 月 2 日 参加資格審査結果の通知 平成 29 年 5 月 12 日 テナント希望者リストの配 平成 29 年 5 月 12 日～5 布 月 26 日 競争的対話の実施 平成 29 年 5 月 25 日 提案書の受付 平成 29 年 6 月 19 日～6 月 23 日 プレゼンテーションの実施 平成 29 年 7 月下旬

章・節	頁	修正前	修正後																				
		基本協定の締結 平成29年8月 特定事業契約の締結 平成29年10月	事業者の選定結果の公表 平成29年7月下旬 基本協定の締結 平成29年8月 特定事業契約の締結 平成29年10月																				
第3章7.(5)	12	<table border="1"> <tr> <td>提出書類</td> <td>テナント等希望者リスト受取希望書(様式10)</td> </tr> <tr> <td>提出方法</td> <td>郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書(様式10)の提出とあわせて提出すること。</td> </tr> <tr> <td>提出部数等</td> <td>正本1部</td> </tr> <tr> <td>提出期間及び時間</td> <td>平成29年4月18日(火)～5月2日(火) 8時30分～17時15分</td> </tr> <tr> <td>受取時間及び場所</td> <td>5月12日(金)～5月26日(金) 8時30分～17時15分 第6章2.の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。</td> </tr> </table>	提出書類	テナント等希望者リスト受取希望書(様式10)	提出方法	郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書(様式10)の提出とあわせて提出すること。	提出部数等	正本1部	提出期間及び時間	平成29年4月18日(火)～5月2日(火) 8時30分～17時15分	受取時間及び場所	5月12日(金)～5月26日(金) 8時30分～17時15分 第6章2.の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。	<table border="1"> <tr> <td>提出書類</td> <td>テナント等希望者リスト受取希望書(様式10)</td> </tr> <tr> <td>提出方法</td> <td>郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書(様式3)の提出とあわせて提出すること。</td> </tr> <tr> <td>提出部数等</td> <td>正本1部 (市で確認印を押印し、写しを返却する)</td> </tr> <tr> <td>提出期間及び時間</td> <td>平成29年4月18日(火)～5月2日(火) 8時30分～17時15分</td> </tr> <tr> <td>受取時間及び場所</td> <td>5月12日(金)～5月26日(金) 8時30分～17時15分 第6章2.の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。 受け取りの際は、様式10の写しを持参すること。</td> </tr> </table>	提出書類	テナント等希望者リスト受取希望書(様式10)	提出方法	郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書(様式3)の提出とあわせて提出すること。	提出部数等	正本1部 (市で確認印を押印し、写しを返却する)	提出期間及び時間	平成29年4月18日(火)～5月2日(火) 8時30分～17時15分	受取時間及び場所	5月12日(金)～5月26日(金) 8時30分～17時15分 第6章2.の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。 受け取りの際は、様式10の写しを持参すること。
提出書類	テナント等希望者リスト受取希望書(様式10)																						
提出方法	郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書(様式10)の提出とあわせて提出すること。																						
提出部数等	正本1部																						
提出期間及び時間	平成29年4月18日(火)～5月2日(火) 8時30分～17時15分																						
受取時間及び場所	5月12日(金)～5月26日(金) 8時30分～17時15分 第6章2.の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。																						
提出書類	テナント等希望者リスト受取希望書(様式10)																						
提出方法	郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書(様式3)の提出とあわせて提出すること。																						
提出部数等	正本1部 (市で確認印を押印し、写しを返却する)																						
提出期間及び時間	平成29年4月18日(火)～5月2日(火) 8時30分～17時15分																						
受取時間及び場所	5月12日(金)～5月26日(金) 8時30分～17時15分 第6章2.の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。 受け取りの際は、様式10の写しを持参すること。																						

章・節	頁	修正前	修正後
第3章7.(6)	12	－（追加）	(6) 競争的対話の実施 応募者の提案内容が、市の要求内容等を満たしているかをあらかじめ確認することを目的として、競争的対話を実施する。実施日は平成29年5月25日（木）【時間は後日調整】を予定している。ただし、応募者数に応じて日程を調整する可能性があるものとし、詳細については、参加資格審査通過者に対し通知する。
第3章8.(3)	13	②	①
第3章8.(3)	13	提案書（様式12～41）は、横書き左綴じ合本（A4サイズ）とし、A3版については3つ折りとすること。	提案書（様式12～41）は、横書き左綴じ合本（A4サイズ）とし、A3版についてはA3ファイル折りとすること。

（別紙1）要求水準書

章・節	頁	修正前	修正後
第2章2.	7	(6) 整備の方向性	(1) 整備の方向性
第2章2.	7	(7) 取組方針（テーマ）	(2) 取組方針（テーマ）

（別紙3）提案様式集

章・節	頁	修正前	修正後
2.(8)	10	(留意事項) 1 本希望書に所要の事項を記入し、事前に受付窓口連絡し受付日時を調整した上で持参してください。	(留意事項) 1 本希望書に所要の事項を記入し、参加表明書 兼 参加資格確認申請書（様式10）の提出と併せて提出してくだ

章・節	頁	修正前	修正後								
		<p>2 本希望書の提出に当たっては、応募希望表明書の副本を併せて持参してください。</p> <p>3 受付期間 平成29年5月12日（金）から5月26日（金）までとします。受付は平日のみとし、受付時間は8時半から17時15分までとします。</p>	<p>さい。</p> <p>2 テナント等希望者リストの受け取りに当たっては、本様式の写し（市の確認印があるもの）を持参してください。</p> <p>3 受取期間 平成29年5月12日（金）から5月26日（金）までとします。受付は平日のみとし、受付時間は8時半から17時15分までとします。なお、受取の際は事前に問い合わせ先に連絡のうえ、受取日時を調整してください。</p>								
4. (6)	39	(ア) 配置計画（1／500程度）（様式 42）	①配置計画（1／1000程度）（様式 42）								
4. (6)	43	<p>外観・デザイン（様式 46）</p> <table border="1"> <tr><td>外観・デザイン</td></tr> <tr><td>[要点]（箇条書）</td></tr> <tr><td>[提案内容]</td></tr> <tr><td>※・・・</td></tr> </table>	外観・デザイン	[要点]（箇条書）	[提案内容]	※・・・	<p>⑤外観・デザイン（様式 46）</p> <table border="1"> <tr><td>外観・デザイン</td></tr> <tr><td>[要点]（箇条書）</td></tr> <tr><td>[提案内容]</td></tr> <tr><td>※・・・</td></tr> </table>	外観・デザイン	[要点]（箇条書）	[提案内容]	※・・・
外観・デザイン											
[要点]（箇条書）											
[提案内容]											
※・・・											
外観・デザイン											
[要点]（箇条書）											
[提案内容]											
※・・・											
エクセル 様式 21-1	—	⑦納付金（年次計画表）	⑤納付金（年次計画表）								
様式 21-2	—	⑦納付金	⑤納付金								
様式 41-1	—	⑦納付金（年次計画表）	⑤納付金（年次計画表）								
様式 41-2	—	⑦納付金	⑤納付金								

(別紙4) 基本協定書 (案)

条	頁	修正前	修正後
---	---	-----	-----

第 9 条	3	(1)役員等（事業者が個人である場合には）	(1)役員等（優先交渉権者が個人である場合には）
同	4	(7)事業者がこれに従わなかったとき。	(7)優先交渉権者がこれに従わなかったとき。
同	4	4 市及び事業者は	4 市及び優先交渉権者は
同	4	7 市は、事業契約の締結までに前 3 項各号の	7 市は、事業契約の締結までに第 3 項各号の
第 16 条	6	事業契約の契約期間の終了時まで	事業契約の終了日まで

(別紙 5) 事業契約書 (案)

条	頁	修正前	修正後
第 20 条	10	—	2 当事者の責めに帰すべき事由に基づき基本計画を変更する必要が生じ、その結果、相手方当事者に増加費用又は損害が発生した場合は、当該当事者が合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担するものとし、法令の変更又は不可抗力により基本計画を変更する必要が生じ、その結果増加費用及び損害が発生した場合は、第 10 章又は第 11 章に従う。(修正前の 2 は 3 に繰り下げ)
同	10	2 市は、基本計画の承認又は承諾を行ったことを理由として、対象施設の	3 市は、基本計画の承認又は承諾を行ったことを理由として、特定事業対象施設の
第 92 条	35	市は、特定事業対象施設の譲渡前にこの契約が市の責により解除された場合で、特定事業対象施設の出来形部分が存在するときは、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金を支払い、その所有権を取得する。	市は、特定事業対象施設の譲渡前にこの契約が市の責により解除された場合、事業者は、市に対し、当該解除により発生した損害（特定事業対象施設の出来形部分が存在するときは、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額を含むが、それに限られない。）を合理的な範囲で請求する

条	頁	修正前	修正後
			ことができる。
同	36	2 市は、前項の買受代金を、分割払又は一括払により支払うことができる。	2 市は、前項の損害額を、分割又は一括で支払うことができ、この契約の解除の日から支払日までの期間の利息は付さない。
同	36	3 市は、第 1 項の買受代金を一括払により支払う場合には、市が検査の結果を事業者に通知した後、事業者の請求により、速やかに支払う。契約の解除から市の支払までの期間の利息は付さない。	3 市が第 1 項の損害賠償額を支払った場合には、事業者は、当該出来高部分について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を市に移転する。
第 93 条	36	市は、特定事業対象施設の譲渡後にこの契約が市の責により解除されたときは、特定事業対象施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、特定事業対象施設の残存簿価を分割払又は一括払により支払うものとする。	市は、特定事業対象施設の譲渡後にこの契約が市の責により解除された場合、事業者は、当該解除により発生した損害（特定事業対象施設の残存簿価を含むが、それに限られない。）を合理的な範囲で請求することができる。
同	36	2 市は、一括で支払う場合、事業者の請求により速やかに支払うものとし、解除の日から支払日までの金利は付さない。	2 市は、前項の損害額を分割又は一括で支払うことができ、この契約の解除の日から支払日までの期間の利息は付さない。
同	36	—	3 第 1 項の場合、市は、特定事業対象施設の所有権を引き続き保有する。 (修正前の 3 は 4 に、4 は 5 に繰り下げ)
同	50	第 6 条 宇都宮地方裁判所	第 6 条 前橋地方裁判所

以上